

子ども・子育て支援新制度について

1 概要

国においては、平成27年度から質の高い幼児期の学校教育と保育を総合的に提供するとともに、保育の量的拡大と確保および地域の子ども・子育て支援の充実を図り、子どもを産み育てやすい社会を形成することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」の実施を予定している。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度等の創設や、幼稚園と保育園の良さを併せ持ち、地域の子育て支援を総合的に提供する認定こども園の普及・促進のほか、地域子育て支援拠点事業や放課後児童クラブなど、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業の拡充などを柱としており、これらについては、今後、国が示す新制度の実施に係る基本指針に基づき、平成27年度から31年度までの5か年を計画期間とする「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、計画的に推進することとしている。

2 経過

平成24年8月 子ども・子育て関連3法成立

- ・ 子ども・子育て支援法
- ・ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（新認定こども園法）
- ・ 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

平成25年3月 函館市子ども・子育て会議条例制定

平成25年4月～ 国の子ども・子育て会議開催（内閣府主管）

3 現状および今後の取組

現在、国の子ども・子育て会議において、基本指針のほか、新制度の実施に伴う関係規定の整備として、幼保連携型認定こども園の認可基準をはじめとする各種基準などに係る審議が進められており、基本指針については、本年夏頃を目途に、また、各種基準については、本年度末までに市町村に対し示される予定となっている。

本市においては、函館市子ども・子育て会議を本年7月23日から開催するとともに、9月中を目途に、本市における保育ニーズ等に適切に対応していくための「函館市子ども・子育て支援事業計画」の策定に向け、基礎資料となるニーズ調査を実施するほか、来年秋頃までには、各種基準に係る条例の整備等に取り組むこととしている。

4 新制度施行までのスケジュール

【平成25年度】

- 7月～2月 函館市子ども・子育て会議開催（4回）
- 9月～1月 ニーズ調査の実施および集計・分析
- 10月～3月 制度管理システムの構築
- 1月～ 函館市子ども・子育て支援事業計画素案（たたき台）の作成
- 3月 教育・保育の「量の見込み」の決定，道へ報告

【平成26年度】

- 4月～8月 函館市子ども・子育て会議開催（4回）
- 4月～9月 条例の制定等による関係規定の整備
 - ・幼保連携型認定こども園の認可基準
 - ・幼保連携型認定こども園に関する合議体の設置
 - ・地域型保育事業の認可基準
 - ・給付対象として確認を受ける施設・事業の運営基準
 - ・教育・保育に係る支給認定基準
 - ・放課後児童クラブの設備運営基準
- 7月～9月 給付対象となる施設・事業に係る意向調査
- 9月 函館市子ども・子育て支援事業計画案の取りまとめ，道へ報告
- 10月～ 制度管理システムの運用開始
- 10月～11月 給付対象となる施設・事業の確認
- 10月～3月 教育・保育に係る支給認定事務，入所手続・利用調整，
学童保育に係る届出受理等
- 3月 函館市子ども・子育て支援事業計画の策定，道へ提出